

World Urban Parks ジャパン規約

(名 称)

第1条 本会は、「World Urban Parks ジャパン」（以下「本会」という。）という。

(目 的)

第2条 本会は、その活動を通して、World Urban Parks の事業を促進し、公園、オープンスペース、レクリエーション及びそれらに関連するサービスの振興に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 World Urban Parks 本部及びアジア太平洋支部との連絡及び情報の交換
- 二 World Urban Parks の会議等への参加
- 三 新着情報メール配信及びその他の情報提供活動
- 四 研究会、講演会、見学会等の開催
- 五 会員の World Urban Parks への会費納入の代行
- 六 その他本会の目的を達成するために必要な事業

(会 員)

第4条 本会の会員は、World Urban Parks の正会員およびその趣旨に賛同し World Urban Parks の準会員資格を得ようとする者とする。

- 2 本会の会員になろうとする者は、所定の入会申込書を提出し、会長の承認を受けなければならない。
- 3 会員は書面または電子的な方法で退会の意を会長に提出した上で、任意に退会することができる。
- 4 会員が前項の退会の意を表明せずに会費を納付しなかったときは会員資格を失う。
- 5 本会への功績が著しいと総会で認められた者を、World Urban Parks ジャパン 名誉会員とする。

(役 員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- 一 会長 1名
 - 二 副会長 3名以内
 - 三 理事 20名以上30名以内（会長及び副会長を含む。）
 - 四 監事 2名
- 2 役員は、会員（団体会員にあつてはその所属する役職員）のうちから、総会において選任する。

- 3 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 5 理事は、理事会を構成し、総会の議決に基づいて、会務を執行する。
- 6 会長が指名する理事は、会長及び副会長を補佐し、会務を分掌する。
- 7 監事は、事業の運営及び会計を監査する。
- 8 団体会員の役員が、選任時における所属団体の職を去った時は、会長が補欠役員として前任者の所属団体の後任者に理事又は監事を委嘱することができる。

(役員の任期)

第6条 役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、前任者がその職を行わなければならない。

(会 議)

第7条 本会の会議は、総会及び理事会とし、会長が招集し、議長となる。

- 2 総会は、通常総会、臨時総会とする。
- 3 通常総会は、毎年1回会計年度終了後3カ月以内に開催する。ただし、電子的な方法により行うこともできる。
- 4 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、または会員の5分の1以上若しくは監事から、会議の目的である事項を示して請求があったとき開催する。ただし、電子的な方法により行うこともできるものとする。
- 5 理事会は、必要に応じて開催する。

(定足数等)

第8条 会議は、総会においては会員の、理事会においては理事の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

- 2 会議の議事は、出席会員または出席理事の過半数の同意を以て可決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 やむを得ない理由のため、会議に出席できない会員又は理事は、あらかじめ通知された事項について、書面または電子的な方法を以て表決し、又は他の者を代理人として、表決権を行使することができる。この場合において、前2項の適用については、出席したものとみなす。

(会議に付議すべき事項)

第9条 総会は、この規約に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- 一 事業計画及び収支予算
- 二 事業報告及び収支決算

- 三 その他本会の運営に関する重要なこと。
- 2 理事会は、この規約に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。
 - 一 総会の議決した事項の執行に関すること。
 - 二 総会に付議すべき事項
 - 三 その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(会 計)

第10条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもって支弁する。ただし、特別な事業を実施するときは、その都度特別会費を徴収することができる。

- 2 会員の会費は、次のとおりとする。

団体	1口	40,000円
個人 専門家		10,000円
退職会員		4,000円
学生・市民会員		3,000円

ただし、個人会費には World Urban Parks の正会員会費を含む。団体会員のうち本部の正会員登録を希望する会員は、上記に加え別途本部正会員会費を支払うものとする。また、World Urban Parks ジャパン名誉会員の会費については免除とする。

- 3 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 4 会計年度の途中で入会する会員の会費は割引しない。また、会計年度の途中で退会する会員の納付済みの会費は返還しない。
- 5 やむを得ない理由により事業年度開始前に収支予算が成立しないときは、当該収支予算が成立するまでの間、前年度収支予算に準じて執行する。

(事務局)

第11条 本会は、事務局を 一般財団法人 公園財団におく。

- 2 事務局に、事務局長をおく。
- 3 事務局長は、事務局を代表し、事務局を総括する。

(補 則)

第12条 この規約に定めるもののほか、本会の運営上必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

付 則

この規約は、平成2年7月9日から施行する。

付 則

この規約は、平成3年5月9日から施行する。

付 則

この規約は、平成13年6月18日から施行する。

付 則

この規約は、平成14年6月25日から施行する。

付 則

この規約は、平成15年5月6日から施行する。

付 則

この規約は、平成19年6月19日から施行する。

付 則

この規約は、平成20年6月12日から施行する。

付 則

この規約は、平成24年6月22日から施行する。

付 則

この規約は、平成27年6月10日から施行する。

付 則

この規約は、令和3年6月25日から施行する。

付 則

この規約は、令和7年6月27日から施行する。